

長野医療技術専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法及び理学療法士及び作業療法士法に基づき、リハビリテーション技術者として必要な知識技能及びリハビリテーションマインドを修得させ、健康な心身と豊かな人間性を持ち、医療及び社会福祉の充実発展に貢献し得る有能な理学療法士及び作業療法士の養成を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長野医療技術専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、長野市川中島町今井原11番地1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限及び学生定員

(課程、学科、修業年限及び学生定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び学生定員は、次のとおりとする。

課 程	昼夜別	学 科	修業 年限	学 生 定 員				
				1年	2年	3年	4年	計
医療専門課程	昼間部	理学療法学科	4年	40人	40人	40人	40人	160人
	昼間部	作業療法学科	4年	40人	40人	40人	40人	160人

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期及び単位時間)

第7条 学期は、二学期制とし、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 単位時間及び授業時間については、別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

(6) 開校記念日

(7) その他校長が定めた日

2 教育上必要があり、かつ止むを得ない事情があるときは、前項に関わらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業日時数及び教職員組織

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程は、別表のとおりとする。

2 授業日時数は、校長が別に定める。

(始業及び終業の時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業 午前9時

終業 午後4時10分

2 前項の時刻は、校長が必要と認める場合には変更することがある。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員をおく。

(1) 校長 1名

(2) 教員は、次のとおりとする。

専任教員12名以上、うち理学療法学科6名以上、作業療法学科6名以上

非常勤講師20名以上、医師1名以上を含む。

(3) 事務職員 3名以上

(4) 学校医 1名

第5章 入学、休学、退学、除籍、転入及び転学

(入学資格)

第12条 本校の医療専門課程の理学療法学科及び作業療法学科の入学資格は、学校教育法第90条に規定するところにより、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、校長が適当と認めるものとする。

(入学者の選抜、入学許可及び入学手続)

第13条 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書その他の書類に必要事項を記載し、入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対し、入学試験・選考を行い、入学者を決定する。

3 入学を許可された者は、10日以内に、所定の誓約書を提出するとともに、入学金その他の納付金を添えて所定の手続をしなければならない。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎学年の始めとする。

(休学及び復学)

第15条 学生が疾病その他止むを得ない事由によって、休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとするときは、願い出を提出し、校長の許可を受けてなければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 校長は、次の各号の一に該当する学生を除籍することができる。

- (1) 休学期間を経過しても復学しない者
- (2) 在級年限又は在学年限を経過した者
- (3) 正当な理由がなく授業料等の納付金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(転入及び転学)

第18条 転入又は転学しようとする者は、願い出を提出し、校長の許可を受けなければならない。

この場合においては、校長が止むを得ないと認める場合に許可するものとし、転学の場合には単位の証明を行うことができる。

2 転入の場合に在籍する学年は、前学校における履修の内容、単位の修得等の状況を総合的に評価し、校長が決定する。

第6章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

(学習評価)

第19条 学習評価は、試験及び平常成績等を総合して判断する。

2 進級は、学年制を基本とし、定められた科目を履修し、単位修得の認定を受けて進級する単位進級制とする。

3 前2項に定めるもののほか、学習評価及び進級に関する事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第20条 課程修了の認定は、出席時数及び平素の成績、操行勤怠等の評価に基づく単位の修得を

受けて、校長がこれを決定する。

(卒業・卒業証書)

第21条 前条に規定するところにより、学生が本校所定の課程を修了したと認められるときは卒業とし、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第22条 第20条に規定するところにより、本校所定の課程を修了した者には、文部科学大臣告示(平成17年文部科学省告示第170号)により高度専門士の称号を付与する。

第7章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金、授業料等)

第23条 本校の入学金、授業料その他の納付金は、次のとおりとする。

学 科	理学療法学科	作業療法学科
入学検定料	30,000円	30,000円
入 学 金	400,000円	400,000円
授 業 料	900,000円(年額)	900,000円(年額)
実験実習費	250,000円(年額)	250,000円(年額)
施設整備費	100,000円(年額)	100,000円(年額)
教材図書費	50,000円(年額)	50,000円(年額)

- 2 授業料、実験実習費、施設整備費及び教材図書費は、本校が指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 前項の納付金を期限内に納入しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 4 校長は、前項の督促をしてもなお納入しない者には、特別の事情を除くほか、その者を出席停止にし、又は除籍することができる。
- 5 校長は、特別の事情があると認められた者には、授業料を減免することができる。
- 6 転入又は転学した者の納付金は、在籍することとなった学年の授業料、実験実習費、施設整備費、教材図書費及び入学金とする。

(退学等の場合の授業料等)

第24条 退学若しくは転学した者又は停学中の者は、当該期の授業料、実験実習費、施設整備費及び教材図書費（以下「授業料等」という）の全額を納入しなければならない。

（休学した場合の授業料等）

第25条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

2 休学が前期又は後期の全般にわたるときは、授業料等に替えて、当該期毎に別に定める在籍料を納入しなければならない。

3 前期又は後期中途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

（授業料等納付金の不還付）

第26条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設整備費、教材図書費その他の納付金は、原則として返還しない。

第8章 賞罰

（表彰）

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

（懲戒）

第28条 校長は、教育上必要があるときは、学生に懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 実習施設

(実習施設)

第29条 本校附属の実習施設に次の科を置く

- (1) リハビリテーション科
- (2) 整形外科

2 前項以外の実習施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 寄宿舍

(寄宿舍)

第30条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第11章 健康診断

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回実施する。

第12章 補則

(補則)

第32条 この学則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条に規定する教育課程は平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(別表) (第9条関係) 教育課程表

(その1) 理学療法学科教育課程表

(別紙)

(その2) 作業療法学科教育課程表

(別紙)